

# I. タイ

## 1. 商標法の動向等

タイでは、2017年11月7日からマドリッド協定議定書（以下、「議定書」という。）が発効している<sup>1</sup>。加えて、タイを領域指定した国際登録については、商標は、その登録が一旦承認された場合には、タイで登録出願された商標に与えられるものと同じ保護を享受する（タイ改正商標法 79-6 条）。

タイでは、国内法として、タイ改正商標法（以下、「商標法」という。）（2016年7月28日施行）及び、同法に基づく省令（以下、「商標等規則」という。）（2006年7月12日公布、同日施行）が存在する。また、マドリッドプロトコルに基づく国際商標登録に関する省令（以下、「マドプロ規則」という。）（2017年12月18日公示）も別途存在する。その他には、タイ商標に関する審査・異議マニュアル等がある。いずれも、原文（タイ語）については、タイ知的財産局（DIP）のウェブサイト<sup>2</sup>から閲覧が可能である。世界知的所有権機関（以下、「WIPO」という。）が提供する WIPO Lex<sup>3</sup>の英語訳、日本国特許庁が提供する日本語訳（諸外国の法令・条約等のウェブサイト<sup>4,5</sup>参照）でも閲覧可能であるが、必ずしも最新の改正法に対応していないので注意を要する。

また、WIPO が提供する Madrid Member Profiles Database から、各締約国における国際商標登録手続等の情報等を取得することができる<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> WIPO Madrid Information Notices (No.12/2017)

[https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid\\_2017\\_12.pdf](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid_2017_12.pdf)

<sup>2</sup> マドプロ規則（タイ語）（DIP）:

[https://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2/item/%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%88%E0%B8%94%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%A0%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B9%83%E0%B8%95%E0%B9%89%E0%B8%9E%E0%B8%B4%E0%B8%98%E0%B8%B5%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%94%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%94-%E0%B8%9E-%E0%B8%A8-%E0%B9%92%E0%B9%95%E0%B9%96%E0%B9%90.html?category\\_id=2215](https://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2/item/%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%88%E0%B8%94%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2%E0%B8%A0%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B9%83%E0%B8%95%E0%B9%89%E0%B8%9E%E0%B8%B4%E0%B8%98%E0%B8%B5%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%94%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%94-%E0%B8%9E-%E0%B8%A8-%E0%B9%92%E0%B9%95%E0%B9%96%E0%B9%90.html?category_id=2215)（アクセス確認：2019年11月28日）

<sup>3</sup> WIPO Lex (Thailand): 商標法(英語) (WIPO):

<https://wipo.lex.wipo.int/en/legislation/details/16367>（アクセス確認：2019年11月28日）

<sup>4</sup> 諸外国の法令・条約等: 商標法(日本語) (日本国特許庁):

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf>（アクセス確認：2019年11月28日）

<sup>5</sup> 諸外国の法令・条約等: 商標に関する審査・異議マニュアル(日本語) (日本国特許庁):

[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou\\_kijun.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou_kijun.pdf)（アクセス確認：2019年11月28日）

<sup>6</sup> Madrid Member Profiles Database (WIPO):

<https://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/>（アクセス確認：2019年12月23日）

なお、商標法 79-3 条の規定により、マドリッド議定書に基づく商標登録は、79-2 ~79-15 条（マドリッド協定議定書に基づく商標登録に関する規定）及び、第 10 条・第 59 条（タイ国内所在地に関する規定）、第 40 条（登録料納付に関する規定）を除き、当該国内商標法の規定に準ずる旨明記されている<sup>7</sup>。

## 2. 標章の定義

「標章」とは、肖像、図案、創作物品、ロゴ、名称、語、句、文字、数字、署名、色彩の組合せ、物の配置、音またはこれらの組合せを意味する。

「商標」とは、その商標の所有者の商品が他人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用するまたは使用を意図する標章を意味する。

「役務商標」とは、その役務商標の所有者の役務が他人の役務商標を有する役務と異なることを示す目的で役務に関連して使用するまたは使用を意図する標章を意味する（商標法 4 条）。

団体標章（collective marks）とは、同じグループの会社または企業または協会、社団、共同組合、連盟または同盟、個人の集まりまたは他の民間または政府団体が使用するまたは使用を意図する商標または役務商標を意味する（商標法 4 条）。

証明標章（certification marks）とは、商品の出所、成分、製造方法、品質または他の特徴または役務の性質、品質、種類または他の特徴を証明する目的で、他人の商品または役務に関して使用されることにその所有者が同意した標章を意味する（商標法 4 条）。

## 3. 出願時の留意点（方式要件等）

国際登録出願においてタイを領域指定する場合、次の点に留意する。

### **（1）保護の対象となる標章**

タイでは、文字標章、図形標章、立体標章、色彩の組合せからなるもの、物の配

---

<sup>7</sup> 以降も、特段の明示のない限り、タイを領域指定した国際登録出願の手續に国内商標法が準用される前提で記載を行う。

置、音声、及び団体商標、証明商標が商標として保護され得る。それ以外の、保証商標、匂い、味覚、位置、動き、ホログラム、テクスチャー、単一色からなる標章等は保護対象外となる<sup>8</sup>。

## (2) 商標の説明に関する要件

標章が三次元標章（立体標章）の場合は、その標章の幅・長さ・奥行きがわかるように示すべきである<sup>9</sup>。

## (3) 団体標章及び証明標章に関する追加的要件

### ① 団体標章（collective marks）

名義人による、団体標章の使用を規定する規則の提出は必須ではない。但し、提出が必要とみなされる場合、タイ語によるものを提出すべきである<sup>10</sup>。

### ② 証明標章（certification marks）

証明標章の名義人は、タイ知的財産局（DIP）に、証明標章の使用に関する規則の写しを提出しなければならない。提出は、代理人を通じ、暫定的拒絶理由の通知に対処する形で行われる<sup>11</sup>。

当該規則には、以下の内容を含むものとする。

- ・ 証明する商品または役務の出所、成分、製造過程、品質またはその他の特徴
- ・ 証明標章の使用許諾に際して課する規則、手続及び条件等

なお、名義人には、同規則に定められた商品または役務の特徴を証明する能力の論証が求められうるが、十分に証明する能力がない場合、当該標章の登録付与が公衆に有益でないと登録官が判断する場合は、拒絶される（商標法 82 条、84 条）。

## (4) 分類

タイでは多区分による出願が可能である（商標法 9 条）

タイ知的財産局（DIP）では、現行のニース国際分類（Nice Classification）が適用されている。

ニース国際分類の類見出し（Class Headings）、及び類見出しの個々の用語を用

---

<sup>8</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Types of trademarks that can be protected」の欄、及び DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成）

<sup>9</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Requirements for representation of mark」の欄）

<sup>10</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Additional requirements for protection of collective, certification and guarantee marks」の欄）

<sup>11</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

いることは認められていない<sup>12</sup>。タイで指定が認められる商品・役務名称に関しては、ニース分類第 11 版を参考にタイ独自に作成された指定商品・役務リストが採用されており、ホームページにて公開されている（P32 参照）。なお、リスト掲載の商品・役務名同様に明快ではっきりと理解できる商品・役務名であれば、リスト未掲載の商品・役務名であっても自由に利用可能である<sup>13</sup>。

## （５）文字

国際商標登録に関し、タイ知的財産局（DIP）では、英語以外の言語による標章翻訳（translation）、音訳（transliteration）が必要なため、名義人は、願書（MM2）第 9 欄(a)・(b)「Transliteration of the mark（標章音訳）」・「Translation of the mark（標章翻訳）」において音訳・翻訳を記載する必要がある<sup>14</sup>。

標準文字（standard characters）制度は採用されていない。従って、名義人が仮に MM2 の「標準文字」にチェックして出願した場合でも、標準文字の条件は考慮されずに審査が行われる<sup>15</sup>。

## （６）出願番号

タイ知的財産局（DIP）は、WIPO 国際事務局からの領域指定通報を受け、国際登録に対し国内出願番号を付与する。

## （７）その他

その他、タイを領域指定する国際登録出願に関する留意点等を以下に示す。

- ・色の組み合わせからなる標章の場合、標章に含まれる色、及び各色がどのように配置されているかを説明する必要がある<sup>16</sup>。
- ・使用または不使用についての宣誓供述書の提出は不要である（P20 参照）<sup>17</sup>。
- ・音響標章の場合、音の明確な記載と共に、音符、サウンドグラフ（スピクトログラム）、または当該標章の特性を示すものを貼付できる。記載は願書（MM2）第 9 欄(e)(ii)「Voluntary description of mark（任意の標章の記述）」に行い、音声ファイル等の添付物は、暫定的拒絶通報への応答として、別途タイ知的財産局（DIP）に提出する。音声ファイルの形式は MP3 形式、ファイルのサイズは 5MB 以内

<sup>12</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Information on classification practices」の欄）

<sup>13</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>14</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>15</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>16</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>17</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Requirement of intention to use, and form in which such intention must be submitted (where applicable)」の欄）

で、USB メモリの媒体で提出が可能である<sup>18</sup>。

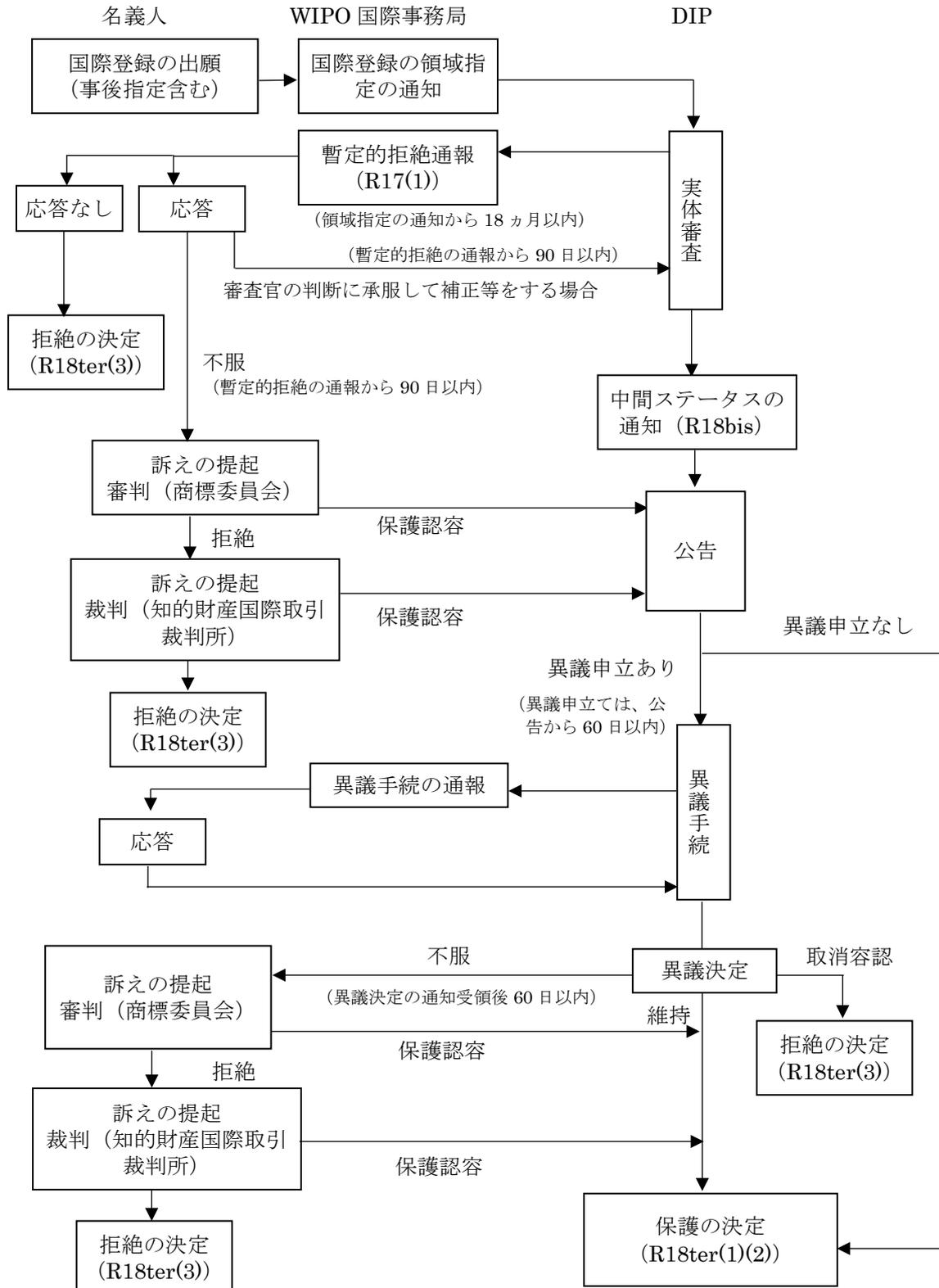
---

<sup>18</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

## 4. 審査

### (1) 実体審査の概略

タイ知的財産局（DIP）における実体審査を含む一連の手続の概略は、次のとおりである。



- ※ R17(1)・・議定書共通規則 17(1)  
R18bis・・議定書共通規則 18 の 2  
R18ter(1)(2)(3)・・議定書共通規則 18 の 3(1)(2)(3)

タイ知的財産局 (DIP) は、WIPO 国際事務局からタイが領域指定された旨の通知を受け取ると、当該出願はタイにおける出願とみなされ、国内商標法に基づき手続が進められる (商標法 79-6 条)。

タイ知的財産局 (DIP) は、タイを領域指定した国際登録を対象とし、国内法に基づく出願と同様、拒絶理由に該当するか否かについての審査を行う (商標法 79-6 条)。

国際登録が拒絶理由に該当する場合、タイ知的財産局 (DIP) は、WIPO 国際事務局に対して、暫定的拒絶通報を送付する (商標法 79-6 条)。

タイ知的財産局 (DIP) から WIPO 国際事務局への上記通報の発行日から 30 日以内に名義人が受領したものとみなされる。当該通報に対する名義人の応答期間は、そこから更に 60 日である。従って、当該応答期間の合計は上記通報の発行日から 90 日以内である。当該応答期間について、延長は認められない<sup>19</sup>。

所定期間内<sup>20</sup>に暫定的拒絶通報がなされない場合は、当該国際出願はタイ国内にて正式に商標が登録されたものとみなされ、タイでの国内商標出願に基づく商標と同等の保護を享受する (商標法 79-6 条<sup>21</sup>)。

但し、登録公告後、当該公告日から 60 日以内<sup>22</sup>に、異議申立てがなされる可能性がある (商標法 79-6 条)。当該期間の延長は認められない<sup>23</sup>。

## (2) 審査内容

タイ知的財産局 (DIP) は、国際登録が次の不登録事由及び拒絶理由等に該当する

---

<sup>19</sup> WIPO Madrid Member Profiles (「Time limit to respond to ex officio provisional refusal」及び「Calculation of time limit to respond to ex officio provisional refusal」、「Option to extent time limit to respond to ex officio provisional refusal」の欄)

<sup>20</sup> マドリッド協定議定書 5 条(2)(c)により、領域指定の通知から 18 ヶ月

<sup>21</sup> 商標法 79-6 条の 4 段落目

<sup>22</sup> WIPO Madrid Member Profiles (「Time limit to file opposition」の欄)

<sup>23</sup> WIPO Madrid Member Profiles (「Extension of time limit to file opposition」の欄)

か否かについての審査を行う。

① 不登録事由

国際登録が以下に示す不登録事由に該当するか否かについて審査される（商標法第8条）。

- a. 国の紋章または盾形紋章、王室の印章、公印、チャクリ王朝の紋章、王室の勳章からなる紋章及び記章、官庁印、省、事務局、局または州の印章
- b. タイの国旗、王旗または公式な旗
- c. 王室の名称、王室のモノグラム(組合せ図案文字)または王室の名称若しくは王室のモノグラムの省略形
- d. 王、王妃及び王位継承者の肖像
- e. 王、王妃若しくは王位継承者または王族を表す名称、語、言葉または紋章
- f. 他の国の紋章及び国旗、国際組織の紋章及び旗、他の国の首長の紋章、他の国または国際組織の公式の紋章及び品質管理証、他の国または国際組織の名称及びモノグラム。ただし、当該他の国または国際組織の担当官の許可がある場合はこの限りでない。
- g. 赤十字の公式記章及び紋章または「Red Cross」若しくは「Geneva Cross」の名称
- h. タイ政府、タイの政府機関、公共企業体若しくはタイのその他の政府組織または外国政府若しくは国際機関が主催した博覧会またはコンテストで授与されたメダル、免状または証明書の外観と同一または類似の標章またはその他の標章。  
ただし、このメダル、免状、証明書または標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され、係る商標の一部として使用される場合を除く。
- i. 公序良俗に反する標章
- j. 登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章または商品の所有者若しくは出所に関して公衆を混同させる虞のある商標に類似する標章
- k. 王、王妃及び王位継承者の肖像を除く、上記各要件に類似する商標
- l. 地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示
- m. 大臣の告示で定めるその他の商標

② 絶対的拒絶理由

国際登録が、以下に示す特徴（識別性等、商標の機能を発揮する上で必要となる特徴）を有しているか審査される（商標法7条）。これらの特徴を持たない場合は、

絶対的拒絶理由に該当する。

- a. 個人名、通常の表記によらない自然人の姓、法人の正式名称であって当該事項に関する法律に従っているものまたは特別な様式で表示されている商号であって、商品の特徴または品質に直接の関連がないもの
- b. 語または文言であって、商品の性質または品質に直接には関連しておらず、かつ、大臣によって定められている地理的表示でないもの
- c. 創作された語
- d. 装飾化された文字または数字
- e. 特別な様式で表示されている、色彩の組み合わせ
- f. 出願人またはその事業の前任者の署名または他人の署名であって、その許可が得られているもの
- g. 表示であって、出願人または許可を得ている他人または故人に関するものであり、故人の場合には、その直系尊属、直系卑属及び配偶者がいる場合には、その許可を得ているもの
- h. 創作物品
- i. 画像であって、商品の性質または品質に直接には関係しておらず、また大臣が定める地図又地理的位置の画像ではないもの
- j. 形状であって商品の自然な形態でないもの、形状であって商品の技術的帰結を得るためには必要でないものまたは形状であって商品に価値を与えるものではないもの
- k. 音であって商品の性質または品質に直接には関連していないもの、音であって商品の自然の音ではないものまたは音であって商品の機能から生じるものではないもの

なお、これらの特徴をもたない商標（識別性のない商標）でも、大臣による通告に定められている規則に従って広く販売または宣伝されている商品に使用されており、かつ、その規則が正しく遵守されている場合には、識別性があるものとみなす。

### ③ 相対的拒絶理由

国際登録が、他人が登録した商標と同一または類似でない商標であるか否かを判断するため、以下各点に該当するか（相対的拒絶理由に該当するか否か）が審査される（商標法 13 条）。

- a. その商標は、同一の類に属する商品または他の類に属しており、同一の性質を有していると判断される商品に使用するために、他人によって登録されている商標と同一である。

- b. その商標は他人によって登録されている商標と類似しており、その商標は、同一の類に属する商品または他の類に属しており、同一の性質を有していると判断される商品に使用されるとき、当該使用に係る商品の所有権または出所に関し、公衆が混同または誤認させられる虞がある。

### (3) 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）

タイでの暫定的拒絶通報は、タイを領域指定した国際登録の全体に対して行われる全部拒絶であり、国際登録の一部（例えば、一部の指定商品または指定役務）に対して行われる一部拒絶は存在しない<sup>24</sup>。

タイにおいて商標権による保護を得るためには、名義人は、暫定的拒絶通報に対して応答する必要がある。

なお、暫定的拒絶通報を始め、タイ知的財産局（DIP）による通報は、英語で行われる<sup>25</sup>。

---

<sup>24</sup> WIPO Madrid Member Profiles （「Partial ex officio provisional refusals」の欄）

<sup>25</sup> WIPO Madrid Member Profiles （「Language in which Office issues notifications」の欄）

暫定的拒絶通報の例は、次のとおりである。

Department of Intellectual Property of Thailand  
563 Nontaburi Road, Bangkrasor, Muang Nonthaburi,  
Nonthaburi 11000, Thailand

MF 3A



## NOTIFICATION OF TOTAL PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION

This declaration is issued by the Department of Intellectual Property in accordance with Rule 27(4)(a) of the Common Regulations under the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks and the Protocol relating to that Agreement and Rule 19, 23, 32 of the Ministerial Regulations on the Registration of Marks under the Madrid Protocol B.E. 2560.

Total Provisional Refusal of Protection (Rule 17(1) of the Common Regulations)

I.	Office making the declaration: Department of Intellectual Property of Thailand	} <input type="text" value="・連絡先情報"/>
II.	Number of the international registration: <input type="text"/> <input type="text" value="・国際登録番号"/> National application No. <input type="text"/> <input type="text" value="・国内出願番号"/>	
III.	Name of the holder: <input type="text"/>	} <input type="text" value="・名義人名"/>
IV.	Reasons for which the change in ownership has no effect:  <input type="checkbox"/> Total provisional refusal based on an ex officio examination <input type="checkbox"/> Total provisional refusal based on an opposition <input type="checkbox"/> Total provisional refusal based on both an ex officio examination and an opposition	} <input type="text" value="・暫定的拒絶の種類"/> ■ 実体審査に基づく全部拒絶 ■ 異議申立に基づく全部拒絶 ■ 実体審査と異議申立双方に基づく全部拒絶
Where the refusal is based on an opposition, please indicate the name and address of the opponent:		
(i)	Name of the opponent:	} <input type="text" value="・異議申立人名、居所"/>
(ii)	Address of the opponent:	
V.	Information concerning the scope of the provisional refusal: Total provisional refusal affects all the goods and/or services.	} <input type="text" value="・暫定的拒絶の範囲に関する情報"/>

VI. Grounds for refusal [(where applicable, see item VII)]:

- This mark is not distinctive under the Trademark Act Section 6 and 7 because the word [ ] has the same meaning with Japanese characters [ ] which means life. And the word [ ] has the same meaning with Japanese characters [ ] which means unusually good or impressive. So, the phrase [ ] and [ ] may be interpreted to excellent life. It is devoid of distinctive character of a sign to differentiate goods offered by a producer from those similar goods offered by others. Therefore, it is not distinctive under the Trademark Act Section 7 Paragraph 1.

・該当する  
拒絶理由

VII. Information relating to the possibility to request a review or file an appeal:

(i) Time limit for requesting review or appeal [ninety days] from the date of provisional refusal):

September 24, 2019

・拒絶対応に係る応答期限  
(暫定的拒絶の通報から  
90 日間)

(ii) Authority to which such request for review or appeal should be made:

Trademark Board

(iii) Whether the request for review or appeal has to be filed in a specific language and/or through the intermediary of a representative whose address is within the territory of the Contracting Party:

The appeal, amend or comply with the registra's order shall be appoint an agent in Thailand and use Thai language. The representative list is available at the following address

<https://www.ipthailand.go.th/th/component/zoo/item/list-of-law-relevant-representatives-in-thailand.html>

・応答はタイ語で  
タイの代理人を  
通じて行う



・タイの代理人事務所リスト  
へのリンク

VIII. Date of the provisional refusal was pronounced:

June 26, 2019

・暫定的拒絶の通報日

IX. Corresponding essential provisions of the applicable law:

See the relevant provisional of Thai trademark law and ministerial regulation are attached.

・対応する主要な条文  
条文、規則 (別添 1、2 を参照)

---

X. Signature of the official seal of the Office making the notification:



・担当審査官の氏名、署名、  
メールアドレス等

---

EXTRACT FROM TRADEMARK ACT B.E. 2534  
AMENDED BY TRADEMARK ACT (NO. 2) B.E. 2543  
AND TRADEMARK ACT (NO. 3) B.E. 2559

Section 6:

To be registrable, a trademark must

- (1) be distinctive;
- (2) not be prohibited under this Act;
- (3) not be the same as or similar to a trademark registered by another person.

Section 7:

A distinctive trademark is a trademark which enables the public or users to distinguish the goods with which the trademark is used from other goods. A trademark having or comprising any of the following essential characteristics shall be deemed distinctive.

(1) a personal name, a surname of a natural person not being such by its ordinary signification, a full name of a juristic person in accordance with the law on such matter or a tradename represented in a special manner and having no direct reference to the character or quality of the goods;

(2) a word or phrase having no direct reference to the character or quality of the goods and not being a geographical name prescribed by the Minister;

(3) an invented word;

(4) a stylized letter or numeral;

(5) a combination of colors represented in a special manner;

(6) the signature of the applicant or the predecessor in his or her business or the signature of another person with his or her permission;

(7) the representation of the applicant or of another person with his or her permission or of a deceased person with the permission of his or her ascendants, descendants and spouse, if any;

(8) an invented device;

(9) a picture having no direct reference to the character or quality of the goods and not being a picture of a map or a geographical site prescribed by the Minister;

(10) a shape which is not the natural form of the goods or a shape which is not necessary to obtain a technical result of the goods or a shape which does not give value to the goods;

(11) a sound having no direct reference to the character or quality of the goods or a sound which is not the natural sound of the goods or a sound which does not result from the functioning of the goods.

A trademark having no characteristics under paragraph two (1) to (11), if used on goods which have been widely sold or advertised in accordance with the rules prescribed in a notification by the Minister and if it is proved that the rules have been duly met, shall be deemed distinctive.

Section 8:

Trademarks having or consisting of any of the following characteristics shall not be registrable:—

(1) state arms or crests, royal seals, official seals, Chakkri emblems, emblems and insignia of the royal orders and decorations, seals of office, seals of ministries, bureaus, departments or provinces;

(2) national flags of Thailand, royal standard flags or official flags;

(3) royal names, royal monograms, abbreviations of royal names or royal monograms, or

(4) representations of the King, Queen or Heir to the Throne;

(5) names, words, terms or emblems signifying the King, Queen or Heir to the Throne or members of the royal family;

(6) national emblems and flags of foreign states, emblems and flags of international organizations, emblems of head of foreign states, official emblems and quality control and certification of foreign states or international organizations, names and monograms of foreign states or international organizations, unless permission is given by the competent officer of the foreign state or international organization;

---

---

**Ministerial Regulations**  
**Re: Registration of Marks under the Madrid Protocol B.E. 2560 (2017)**

**Clause 3:**

Communications between an applicant and the Department of Intellectual Property shall be in Thai except that the International Bureau's notification to the applicant in Thailand for protection in other contracting parties shall be in English.

**Clause 18:**

As for examination of an international application, the same rules and procedures as those of a national application shall apply unless stipulated otherwise in this Ministerial Regulation.

**Clause 20:**

If that the Registrar considers that the mark applied for protection in Thailand is not registrable or that the application for registration does not conform with the provisions of the trademark law, the Registrar shall issue a notice of refusal and inform the International Bureau thereof before the expiry of the period of eighteen months from the date of the International Bureau's notification of designation of Thailand.

To amend the application or comply with the Registrar's notice, appeal or take any action as per the Registrar's notice under Paragraph one, the applicant shall appoint an agent in Thailand and proceed as aforementioned within sixty days from the date of the applicant's deemed receipt of the Registrar's notice under Clause 33.

**Clause 25:**

In case that the applicant does not comply with the Registrar's notice and does not appeal against such order within the prescribed period or that the applicant does not comply with the Registrar's notice in full, the Registrar shall further proceed as per the documents as available and may issue any of the following notices:

(1) In case of the application containing some terms of goods in relation to which the mark is registrable, the Registrar shall order publication of the application for such registrable terms.

(2) In case of the application not registrable, the Registrar shall order refusal of the said application and shall notify it to the International Bureau as well as the applicant's agent in Thailand, as the case may be. The Registrar shall also dismiss the application from the register.

**Clause 33:**

The notification of grant of protection, the notification of opposition, the notification of refusal, the notification of opposition decision, the notification of order, the notification of decision or the notification of court judgement, the certificate of registration, the notification of summons or any other notifications to the International Bureau, the applicant or the trademark owner shall be in the forms as notified in the Director General.

When the notification is issued in accordance with Paragraph one and the period of thirty days expires, the applicant or the trademark owner shall be deemed to have received such notification.

In case the International Bureau notifies that there are irregularities and such irregularities are caused by the Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce, the Registrar shall cancel previous notifications and orders (if any) and issue new notifications and orders. The period of time under Paragraph two shall be counted from the date of sending new notifications.

**Notice :**

These are unofficial translations. Only the original Thai texts of Laws have legal effect.

---

## 5. 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

### (1) 現地代理人の必要性の有無

タイを領域指定した国際登録に関し、暫定的拒絶通報や異議申立への対応が求められる場合、名義人は、現地代理人を選任し、現地代理人を通して手続する必要がある。タイ知的財産局 (DIP) は、MM6 の提出による拒絶通報への対応は認めていない<sup>26</sup>。選任にあたっては公証付の委任状が求められる<sup>27</sup>。

### (2) 暫定的拒絶通報に対し直接応答しない場合または直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

名義人が暫定的拒絶通報に応答しない場合、または応答したが拒絶理由が解消されなかった場合、タイ知的財産局 (DIP) は、当該国際登録を拒絶する。なお、タイにおける暫定的拒絶は全部拒絶のみであり、一部拒絶はなされない。

当該拒絶の判断については、裁判所に対する提訴の対象とすることができる (商標法 18 条)。

### (3) その他、留意事項

暫定的拒絶通報への応答の際には、以下の点についても留意する。

- ・ 応答は、タイ語にて行う必要がある。様式<sup>28</sup>は KOR.20 を用いること。
- ・ 応答に際し、手数料は不要であるが、指定商品・役務のリストの修正や、非ラテン言語の商標の翻訳の修正等に関しては、手数料 (200 バーツ) を要する<sup>29</sup>。様式は KOR.06 を用いること。

## 6. 拒絶理由解消後または拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

審査官による実体審査が行われ、拒絶理由が解消した場合、あるいは拒絶理由が存在しないと判断された国際出願について、タイ知的財産局 (DIP) は、WIPO 国際事務局に対し、当該国際登録の中間ステータス (Interim Status) としてその旨を通知する (議定書共通規則 18 の 2)<sup>30</sup>。タイでは審査後、登録前に公告・異

<sup>26</sup> タイ知的財産局 (DIP) への調査結果に基づき作成

<sup>27</sup> タイ制度有識者 (代理人) へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>28</sup> DIP ウェブサイト <http://www.ipthailand.go.th/th/trademark-007.html>

<sup>29</sup> WIPO Madrid Member Profiles 「Requirements for responding to ex officio provisional refusal」の欄

<sup>30</sup> WIPO Madrid Member Profiles 「Communication of interim status of mark」の欄

議申立の期間が設けられているため、職権による審査は完了しても、第三者による異議申立てまたは情報提供の可能性があるのである。

異議期間経過後、新たに拒絶理由等が存在しない場合、議定書共通規則 18 の 3 に基づく保護認容声明が出される。

なお、所定期間内<sup>31</sup>にタイ知的財産局（DIP）が何ら通報を行わなかった場合には、当該国際登録は、タイ国内にて正式に登録されたものとみなされる（商標法 79-6 条）。

---

<sup>31</sup> マドリッド協定議定書 5 条(2)(b)(c)

保護認容の声明の例は、次のとおりである。

Department of Intellectual Property of Thailand  
563 Nontaburi Road, Bangkrasor, Muang Nonthaburi,  
Nonthaburi 11000, Thailand

MF 4



## STATEMENT OF TOTAL GRANT OF PROTECTION

・ 議定書共通規則 18 の 3(1)に基づく保護認容声明である旨の表示

This Statement is issued by the Department of Intellectual Property in accordance with Rule 18ter(1) of the Common Regulations under the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks and the Protocol relating to that Agreement

I. Office sending the statement:

Department of Intellectual Property of Thailand

II. Number of the international registration:

National Registration Number

・ 国内登録番号

・ 国際登録番号

National Application Number

・ 国内出願番号

III. Name of the holder:

・ 名義人名

IV. Protection is granted to the mark that is the subject of this international registration for all the goods and/or all the services for which protection has been requested.

・ 指定された全ての商品・役務に保護が与えられた旨の表示

V. Signature of the Office communicating the information:

・ 担当審査官の  
氏名、署名等

VI. Date of notification to the International Bureau:

December 4, 2019

## 7. 登録

### (1) 登録証

国際登録が一旦承認された場合には、タイで登録出願された商標に与えられるものと同じ保護を享受する（商標法 79-6 条）。すなわち、商標の所有者として登録される者は、登録が付与された商品に関してその商標を使用する排他権を有する（商標法 44 条）。

タイ知的財産局（DIP）は登録証を発行し、現地代理人に送付する。

本国官庁に対する国際登録の出願日が国際登録に基づく商標権の登録日とみなされ、その存続期間は、上記国際登録日から 10 年間である（商標法 79-7 条）。

### (2) 公報の発行

国際登録出願は、タイ知的財産局（DIP）での実体審査において拒絶理由を有しない場合、公告される<sup>32</sup>。公告内容は国内出願の公開内容と同じである（以下参照）<sup>33</sup>。

- ・ 公告日
- ・ 商標の種類
- ・ 国内出願番号
- ・ 受理日
- ・ 名義人名と宛先
- ・ 代理人名と宛先
- ・ 連絡先担当者
- ・ 区分と指定商品・役務名
- ・ 権利不要求
- ・ 商標見本

---

<sup>32</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>33</sup> WIPO Madrid Member Profiles （「Publication of international registrations for opposition purposes」の欄）

登録証の例は、次のとおりである。

CM 1		ทะเบียนเลขที่ ..... (Registration Number) คำขอเลขที่ ..... (Application Number) ทะเบียนระหว่างประเทศ ..... (International Registration Number)	• 登録番号、出願番号、 国際登録番号
• 商標法に基づく登録証であること の表示	<p>หนังสือสำคัญแสดงการจดทะเบียนเครื่องหมายการค้า เครื่องหมายบริการ (Certification of Trademark/Service Mark Registration) ออกให้แก่ (ชื่อเจ้าของ)..... (Owner of Trademark/Service Mark)</p> <p>เพื่อแสดงว่าเครื่องหมายนี้ได้จดทะเบียนไว้แล้ว ตามพระราชบัญญัติเครื่องหมายการค้า พ.ศ. 2534 แก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติเครื่องหมายการค้า (ฉบับที่ 2) พ.ศ. 2543 และพระราชบัญญัติเครื่องหมาย การค้า (ฉบับที่ 3) พ.ศ. 2559</p> <p>จำพวกที่ (Classification)..... รายการสินค้า (Goods)..... จำพวกที่ (Classification)..... รายการบริการ (Services) .....</p> <p>การจดทะเบียนเครื่องหมายนี้ มีอายุ 10 ปี นับแต่วันที่จดทะเบียน และอาจต่ออายุได้ทุก 10 ปี จดทะเบียน (Filing and Registration Date) ณ วันที่ .....</p>		
	• 商標權者 (名義人)	• 区分、指定商品・役務名	
	• 商標	ออกให้ ณ วันที่ ..... (ประทับตรา) (.....) นายทะเบียน สำนักเครื่องหมายการค้า กรมทรัพย์สินทางปัญญา	
	(เครื่องหมาย) (Mark)		
	<p><b>หมายเหตุ</b></p> <p>การต่ออายุการจดทะเบียน สามารถยื่นขอได้ภายในสามเดือนก่อนวันสิ้นอายุ หรือภายใน หกเดือนนับแต่วันสิ้นอายุ กรณียื่นขอต่ออายุภายหลังวันสิ้นอายุผู้ขอจะต้องชำระค่าธรรมเนียมเพิ่มร้อยละ ยี่สิบของจำนวนค่าธรรมเนียมการต่ออายุ (สิ้นอายุ (Expiration Date) ณ วันที่ .....</p>	• 更新時の注意点等 (手続期間、期間終了後の更新の取り扱い)	

## 8. 登録後の注意事項

### (1) 登録された標章の実際の使用の宣言

タイ知的財産局（DIP）では、当該商標の使用の意思を求めないが、商標法 63 条に基づき、利害関係人または登録官は、所有者が商標の登録を求めるときに登録される商品に関してその商標を使用する意図がなく、実際に当該商品に関する商標の使用がなかったか、または当該商標が委員会への請求前 3 年間に使用がなかったことを証明できる場合は、当該商標の登録取消を委員会に請求することができる。ただし、所有者が当該商品に関する商標の不使用が通商上の特別な事情によるものであり、商標を使用しないまたは放棄する意図によるものではないことを証明すればこの限りでない<sup>34</sup>。

## 9. 異議

### (1) 異議申立人としての立場からの留意事項

タイでは、実体審査後の公告後、国際登録に対し異議申立てを行うことが可能である<sup>35</sup>。

異議の申立てに際しては、以下の点に留意する。

#### ① 申立人適格

当該申立ては、その商標について出願人より優先する権原を有しているまたはその商標が第 6 条に基づく登録性がない、またはその出願が本法の規定に反していると考えられる者であれば何人でも<sup>36</sup>請求することができる（商標法 35 条）。

#### ② 異議理由

以下のいずれかに該当する場合は、異議理由が存在すると判断される（商標法 35 条）。

- ・ 不登録事由（商標法 6 条(2)、8 条）に該当しない。
- ・ 絶対的拒絶理由（商標法 6 条(1)、7 条）に該当する。
- ・ 相対的拒絶理由（商標法 6 条(3)）に該当する。

<sup>34</sup> WIPO Madrid Member Profiles （「Requirement of intention to use, and form in which such intention must be submitted (where applicable)」の欄）

<sup>35</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>36</sup> WIPO Madrid Member Profiles （「Eligibility to file opposition」の欄）

### ③ 時期

当該申立てについては、商標出願の公告日から 60 日以内に行うことができる（商標法 35 条）。なお、当該期間についての延長は、認められない<sup>37</sup>。

### ④ 手続

当該申立ては、タイ知的財産局（DIP）に対して行う。申立てを行うためには現地代理人が必要である。タイ語で行い、申請書は様式 KOR.02 を用いる。併せて、国内出願では、ID カードのコピー等、自身（自社）を証明する書類の提出が求められるが、国際登録出願人のように、タイに住んでいない外国人申請者の場合は、自国の公証人によって認証された署名付きの委任状（PoA）のみが必要となる<sup>38</sup>。

当該商標の使用を裏付ける証拠も提出する必要がある。なお、所定の手数料（2000 バーツ）の支払いが求められる。

なお、異議申立て、委任状（上述）の提出も求められる。

## （2）商標権者としての立場からの留意事項

異議申立てがなされた場合、タイ知的財産局（DIP）は、申立日から 1 ヶ月以内に WIPO 国際事務局に対し異議申立の事実を通報する（商標法 79-6 条）。名義人は WIPO からの通報後、DIP に対し、答弁書提出の機会が与えられる。（マドプロ規則 23 条）<sup>39</sup>。

商標権者は、以下の点に留意すること。

### ① 時期

異議申立てに基づく暫定的拒絶通報は、上記タイ知的財産局（DIP）から WIPO 国際事務局へ上記通報の発行日から 30 日以内に名義人が受領したものとみなされる。当該通報に対する名義人の応答期間は、そこから更に 60 日である。従って、当該応答期間の合計は上記通報の発行日から 90 日以内である。WIPO 国際事務局が暫定的拒絶通報を名義人に対して行った日から起算される。なお、当該期間についての延長は、認められない<sup>40</sup>。

<sup>37</sup> WIPO Madrid Member Profiles （「Time limit for holder to respond to opposition」の欄）

<sup>38</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>39</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>40</sup> WIPO Madrid Member Profiles （「Calculation of time limit to respond to provisional refusal based on opposition」及び「Extension of time limit to respond to a provisional refusal based on an opposition」の

## ② 手続

異議申立に基づく暫定的拒絶通報に対する応答は、タイ知的財産局（DIP）に対して行う。応答手続は、タイ語で行い、様式 KOR.03 の使用が求められる。また所定の手数料（4000 バーツ）を要する<sup>41</sup>。商標権者は、当該応答を行うためには、現地代理人を選任する必要がある。

タイ知的財産局（DIP）は、当該応答書面のコピーを異議申立人に送付する。応答がなされなかった場合、出願は放棄されたとみなされる。

## ③ 異議申立結果への対応

異議申立結果に対し、出願人もしくは異議申立人は、タイ知的財産局（DIP）からの異議申立決定の通知日から 60 日以内に商標委員会に対し審判請求が可能である<sup>42</sup>。

なお、当該申立てによりなされた判断については、裁判所に対する提訴の対象とすることができる。期限は、商標委員会による決定の通知の受領日から 90 日以内である（商標法 38 条）。

# 10. 取消請求等

## (1) 取消請求

タイにて登録を認められた標章に係る取消手続に際しては、以下の点に留意する。

### ① 取消請求が可能なケース

#### a. 登録要件を満たしていないと思われるケース

以下のいずれかに該当する場合は該当する（商標法 61 条）。

- ・ 不登録事由（商標法 8 条）に該当する。
- ・ 絶対的拒絶理由（商標法 7 条）に該当する。
- ・ 相対的拒絶理由<sup>43</sup>に該当する。

---

欄)

<sup>41</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Requirements for holder to respond to provisional refusal based on opposition」の欄）

<sup>42</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Authority to which a response to a provisional refusal based on opposition should be addressed」、「Option to review or appeal provisional refusal based on opposition」の欄）

<sup>43</sup> 商標法第 61 条(3)(4)では、以下のように明記されている

b. 使用されていないと思われる商標が登録されているケース

以下のいずれかに該当する場合は該当する（商標法 63 条）。

- ・所有者が商標の登録を求める際に登録される商品に関してその商標を使用する意図がなく、実際に当該商品に関する商標の使用がなかった場合
- ・取消請求前 3 年間に使用がなかったことを証明できる場合

但し、当該標章の不使用が通商上の特殊事情によるもので、当該標章を使用しないまたは放棄する意思によるものでないことが証明された場合は対象外とする（商標法 63 条）。

c. 公序良俗に違反すると思われるケース（商標法 62 条）

② 請求人適格

当該手続は、利害関係人やその商標について出願人より優先する権原を有している者であれば誰でも請求することができる<sup>44</sup>。なお、当該商標が公序良俗に反すると判断される場合は、何人でも請求可能である（商標法 62 条）。また、タイ知的財産局（DIP）の登録官によるこれらの取消請求も可能である。

③ 時期

当該手続については、標章の登録後、いつでも請求することができる<sup>45</sup>。

④ 手続

当該手続は、商標委員会に対して行う（商標法 61 条）。

請求を受け、委員会は当該商標所有者・ライセンシー等に対し、60 日以内に回答を提出するよう書面で通知する（商標法 64 条）。

委員会では、商標登録を取り消すか否かの決定をした場合、取消請求人・商標所有者・ライセンシーに理由を付して書面通知する（商標法 65 条）。

なお、取消手続を請求するためには、現地代理人が必要となる<sup>46</sup>。

---

・同一の類に属する商品または他の類に属する、同一の性質を有する商品に使用するために、他人によって登録されている商標と同一である場合、または  
・商標が、他人によって登録されている商標と類似しており、同一の類に属する商品または他の類に属する、同一の性質を有する商品に関して使用されるとき、公衆を、その商品の所有者または出所について混同又は誤認させる虞がある場合

<sup>44</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Eligibility to request invalidation」の欄）

<sup>45</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Requirements for invalidation procedures」、「Requests for cancellation of registration due to non-use of mark」の欄）及び DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>46</sup> 同上

## ⑤ 効果

当該手続にて取消と判断された場合、標章は取り消される。知的財産国際取引裁判所に提訴しない場合、取消の効力は商標委員会による結審の日から発生する<sup>47</sup>。

## (2) 提訴等

上記取消請求、不使用標章に対する取消請求等によりなされた判断については、裁判所に対する提訴の対象とすることができる。

取消決定の場合、上記タイ知的財産局 (DIP) から WIPO 国際事務局への取消の送達後 30 日以内に名義人が取消決定の通知を受領したものとみなされる。当該通報から 60 日以内に、名義人は知的財産国際取引裁判所に提訴が可能である。

手続は現地代理人により行われる必要がある<sup>48</sup>。

## 1 1. 権利行使

### (1) 権利の発生時期、条件

前述のとおり<sup>49</sup>、タイにて国際登録が一旦承認された場合には、タイで登録出願された商標に与えられるものと同じ保護を享受し、商標を使用する排他権を有し、本国官庁に対する国際登録の出願日が国際登録に基づく商標権の登録日とみなされる (商標法 79-6 条、79-7 条、44 条)。

権利行使は、現地代理人を通じて行う必要があるため、委任状が必要となる。なお、権利行使の際には登録証が必要である<sup>50</sup>。

### (2) 侵害訴訟の提起 (差止請求・損害賠償)

何人も、登録されていない商標の侵害に対して使用の差止または損害賠償の訴訟を裁判所に提起することはできない (商標法 46 条)。

なお、上記は、登録されていない商標の所有者が、商標所有者の商品として商品を詐称した者に対して訴訟を提起する権利に影響するものではない (商標法 46 条)。

---

<sup>47</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>48</sup> WIPO Madrid Member Profiles (「Procedures concerning invalidations (option to challenge invalidation decision)」の欄)

<sup>49</sup> 詳細は、本報告書「I. タイ 7. 登録(1)登録証」を参照

<sup>50</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

## 1 2. マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

### (1) 国際登録による国内登録の代替

タイにおいて登録された商標が、タイを包含する国際登録商標と同じであり、かつ、同じ所有者に属している場合には、その商標所有者は登録官に対して、国際登録を記録し、同じである全部または一部の商品に対する国内登録に代替するよう請求することができる（商標法 79-9 条）。

代替が行われても、国内登録によって獲得された優先権に不利な影響を及ぼさない（商標法 79-9 条）。

当該請求は、様式 21 を用い、タイ語でなされる必要がある。申請時には、パスポートのコピー、ID カードのコピー、公証機関の認証、委任状のいずれかを添付する必要がある。所定の手数料（2000 バーツ）の支払いが求められる<sup>51</sup>。

### (2) 国際登録の国内出願への変更

商標の国際登録であって、タイにおける保護を請求するものが、国際登録の従属性により取り消される場合（セントラルアタック）には、取り消された国際登録の所有者は、同一商品に関し、当該商標に関するタイにおける出願をすることができる（国内出願への変更：transformation）。

変更による手続の場合、国際登録日もしくは国際的拡張の登録日（事後指定日）が、タイにおける出願日とみなされる（商標法 79-11 条）。

名義人は、当該請求を行うに当たり、様式 22 を用い、代理人により手続を行う必要がある。また、所定の手数料（1000 バーツ）に加え、新たな出願手数料の支払いが求められる<sup>52</sup>。

変更の申請後、タイ知的財産局（DIP）は、再び審査を行う。当該審査は、出願の状況に依拠する<sup>53</sup>。例えば、タイ知的財産局（DIP）での審査中に、セントラルアタックに基づき基礎出願・基礎登録が失われた場合、タイ知的財産局（DIP）での審査は一時中断となるが、国内出願への変更手続がなされた場合は、当該審査も中断時点から再開される<sup>54</sup>。

<sup>51</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Replacement. Requirements」の欄）

<sup>52</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Requirements to request transformation」の欄）

<sup>53</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Office procedure following request for transformation」の欄）

<sup>54</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

## 1 3. マドリッド協定議定書に関する宣言

### (1) 手数料（個別手数料の宣言の有無）

タイでは、個別手数料（individual fee）の支払を受けることを希望する旨の宣言（議定書 8 条(7)(a)）がなされている。具体的には、名義人は、タイについて領域指定または事後指定を行う場合、1 区分ごとに 418 スイスフランの個別手数料の支払いが求められる<sup>55</sup>。

また、更新時には、1 区分ごとに 522 スイスフランの個別手数料の支払いが求められる<sup>56</sup>。

なお、個別手数料についての最新情報は、WIPO 国際事務局が提供する Individual Fees under the Madrid Protocol<sup>57</sup>にて確認することができる。

### (2) 暫定的拒絶通報期間（18 ヶ月）に関する宣言

タイでは、暫定的拒絶通報の期間を 18 ヶ月とする旨の宣言（議定書 5 条(2)(b)）がなされている。また、当該宣言において、当該期間経過後においても異議申立ての結果に基づく暫定的拒絶通報が行われることがある旨が明示（議定書 5 条(2)(c)）されている<sup>58</sup>。

### (3) 使用意思の宣言

タイでは、標章を使用する意思の宣言書を要求する旨の通報（議定書共通規則 7(2)）はなされていない。そのため、タイ知的財産局（DIP）は名義人に対し、標章の使用意思の宣言等を求めないが、不使用が明らかなケース等は取消請求の対象となりうるので留意すること<sup>59</sup>。

### (4) ライセンスに関する宣言

タイでは、国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言（議定書共通規則 20 の 2(6)）がなされている<sup>60</sup>。なお、国内法に基づき、同国内においてラ

<sup>55</sup> WIPO Madrid Information Notices (No.15/2017)  
[https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid\\_2017\\_15.pdf](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid_2017_15.pdf)

<sup>56</sup> WIPO Madrid Information Notices (No.15/2017)  
[https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid\\_2017\\_15.pdf](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid_2017_15.pdf)

<sup>57</sup> WIPO Individual Fees under the Madrid Protocol:  
[http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind\\_taxes.html](http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html) (アクセス確認: 2019 年 11 月 28 日)

<sup>58</sup> WIPO Madrid Information Notices (No.12/2017)  
[https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid\\_2017\\_12.pdf](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid_2017_12.pdf)

<sup>59</sup> WIPO Madrid Member Profiles (「Requirement of intention to use, and form in which such intention must be submitted (where applicable)」の欄) 及び、本報告書「I.タイ 8. 登録後の注意事項(1) 登録された標章の実際の使用の宣言」を参照

<sup>60</sup> WIPO Madrid Information Notices (No.12/2017)  
[https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid\\_2017\\_12.pdf](https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2017/madrid_2017_12.pdf)

イセンスの記録を行うことは可能であり、現地代理人を通して DIP に手続する。) 61。

#### (5) 商標の分割に関する宣言

タイでは、国内法において標章登録の分割を規定していないため、国際登録の分割はタイ国内では効力を有しない旨の宣言（議定書共通規則 27 の 2(6)）がなされている。

#### (6) 商標の併合に関する宣言

タイでは、国内法において標章登録の併合を規定していないため、分割から生じる国際登録の併合に関しては、タイ国内では効力を有しない旨の宣言（議定書共通規則 27 の 3(2)）がなされている。

### 1.4. タイの特徴的な制度

#### (1) 情報提供

タイ知的財産局（DIP）への第三者（任意の利害関係者）による情報提供は、認められている。

当該情報提供は、様式 KOR.20 を用い、タイ語にて商標委員会に提出される必要があるが、手続は現地代理人により行うことが求められる<sup>62, 63</sup>。情報提供には、商標登録の取消しの効果がある。

#### (2) 権利不要求（ディスクレーム）

登録官の見解においては、検討対象である商標は、全体としては第 6 条に基づき登録を受けることができるものであるが、同種または同類の商品に関する通商にとって慣用されている 1 または 2 以上の部分を含んでおり、それについては、出願人が排他権を持つことができないものであるかまたはそれが識別性を有していないときは、登録官は下記のいずれかを行わなければならない（商標法 17 条）。

- ① 出願人に対し、通知の受領から 60 日以内に、商標の該当部分についての排他権を部分放棄するよう命令すること
- ② 出願人に対し、通知の受領から 60 日以内に、当該商標の所有者の権利を確定

<sup>61</sup> DIP 審査官へのヒアリングに基づき作成

<sup>62</sup> WIPO Madrid Member Profiles（「Admissibility of third party observations」、 「Requirements for submitting third party observations」の欄）

<sup>63</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

する上で登録官が必要と考える上記以外の権利の部分放棄を登録するよう要求すること

権利不要求の手続には、様式 KOR.12 を用いる。手数料は不要<sup>64</sup>。

国際登録出願においては、願書 (MM2) の第 9 欄(g)「The applicant wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark (出願人による標章の一部要素の保護放棄希望)」において、自発的なディスクレームの申請が可能であるが、制限箇所判断等に確信が持てない場合は、願書 (MM2) での申請は行わずに出願し、タイ知的財産局 (DIP) の指示を待つことも可能である<sup>65</sup>。

### (3) コンセント

タイにおいて、コンセント (同意書) 制度は導入されていない。

なお、タイには善意の併存登録が認められているが、コンセント (同意書) 制度とは異なる。コンセント制度が当事者による同意書をもって併存が許容されるのに対し、タイの善意の併存登録は、審査官の当該商標の有する特殊事情等の判断に基づき認められるものである<sup>66</sup>。

### (4) 誤訳の修正

商標の指定商品・役務名に関し、DIP のデータベースのタイ語訳に齟齬があり、当該タイ語訳の誤訳を修正する場合は、出願公告から異議申立期間内に行う必要がある (登録証の内容に基づいて、データベースのタイ語の修正を求めることはできない)<sup>67</sup>。

なお、公報記載の指定商品・役務は、英語・タイ語の双方で、登録証記載の指定商品・役務は、英語のみで記載される。

---

<sup>64</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>65</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>66</sup> タイ制度有識者 (代理人) へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>67</sup> タイ制度有識者 (代理人) 及び DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

## 15. タイ知的財産局 (DIP) のウェブサイト等から入手可能な情報

### (1) タイ商標検索システム

参照アドレス : <http://www.ipthailand.go.th/en/68>

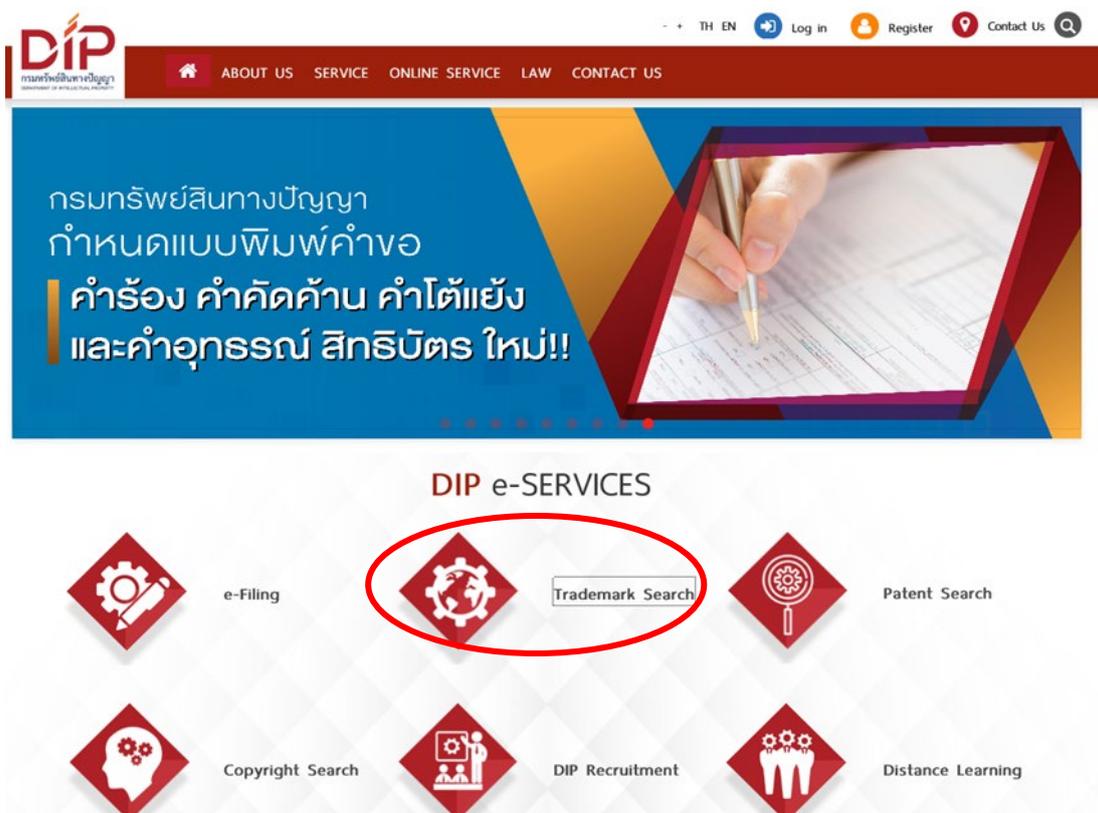
検索手順 :

#### — 検索手順 1

タイ知的財産局 (DIP) のウェブサイトでは、以下の検索エンジンを利用することができる。英語の検索エンジンがないため、タイ語ページで説明する。

- ・非類似商標検索

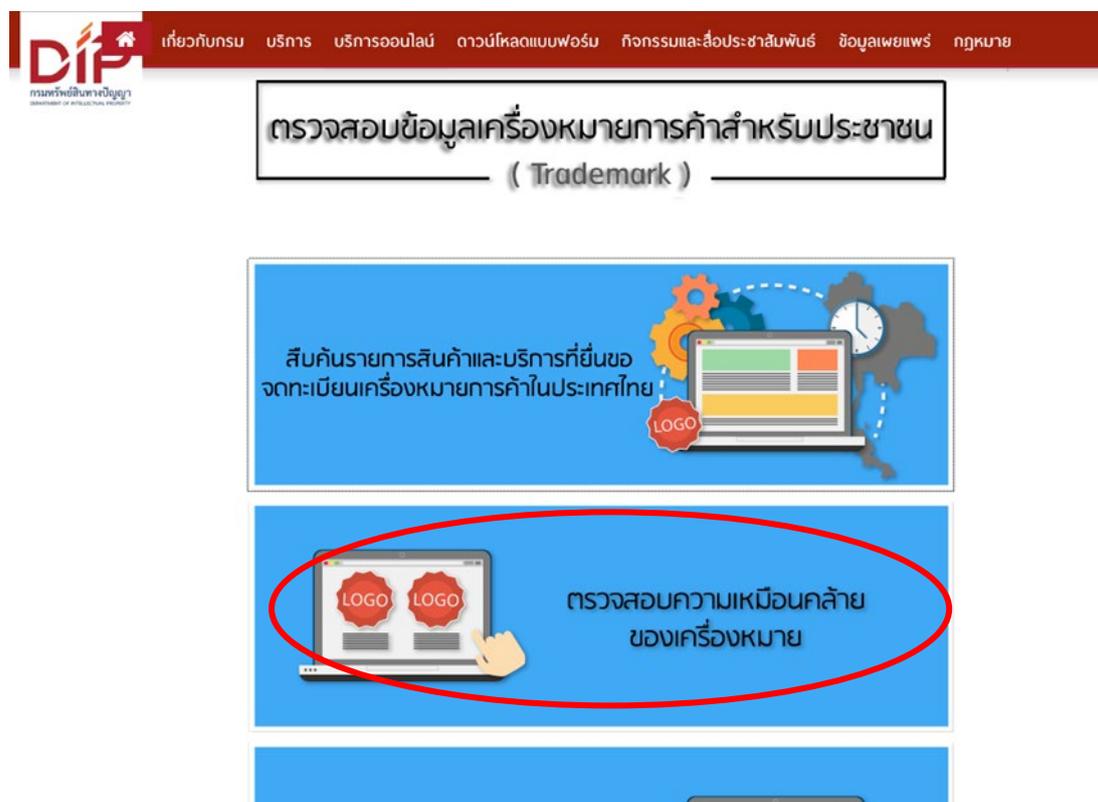
DIP の英語トップページの DIP e-SERVICES にて、「Trademark Search」をクリック。



<sup>68</sup> DIP ウェブサイト 英語トップページ (アクセス確認: 2019年11月26日)

## 一 検索手順 2

上から 2 番目の「非類似商標検索」を選択。



## 一 検索手順 3

検索では、例えば、以下の検索条件の設定を行うことができる。

- ・ 番号検索
- ・ 出願人・権利所有者名検索
- ・ 商標検索
- ・ 図形検索
- ・ 音商標
- ・ 商品・役務検索

商品名のテキスト検索であれば、ボックス内にキーワードを入力する。ここでは、検索条件欄に例として「ข้าว (米)」を入力する。

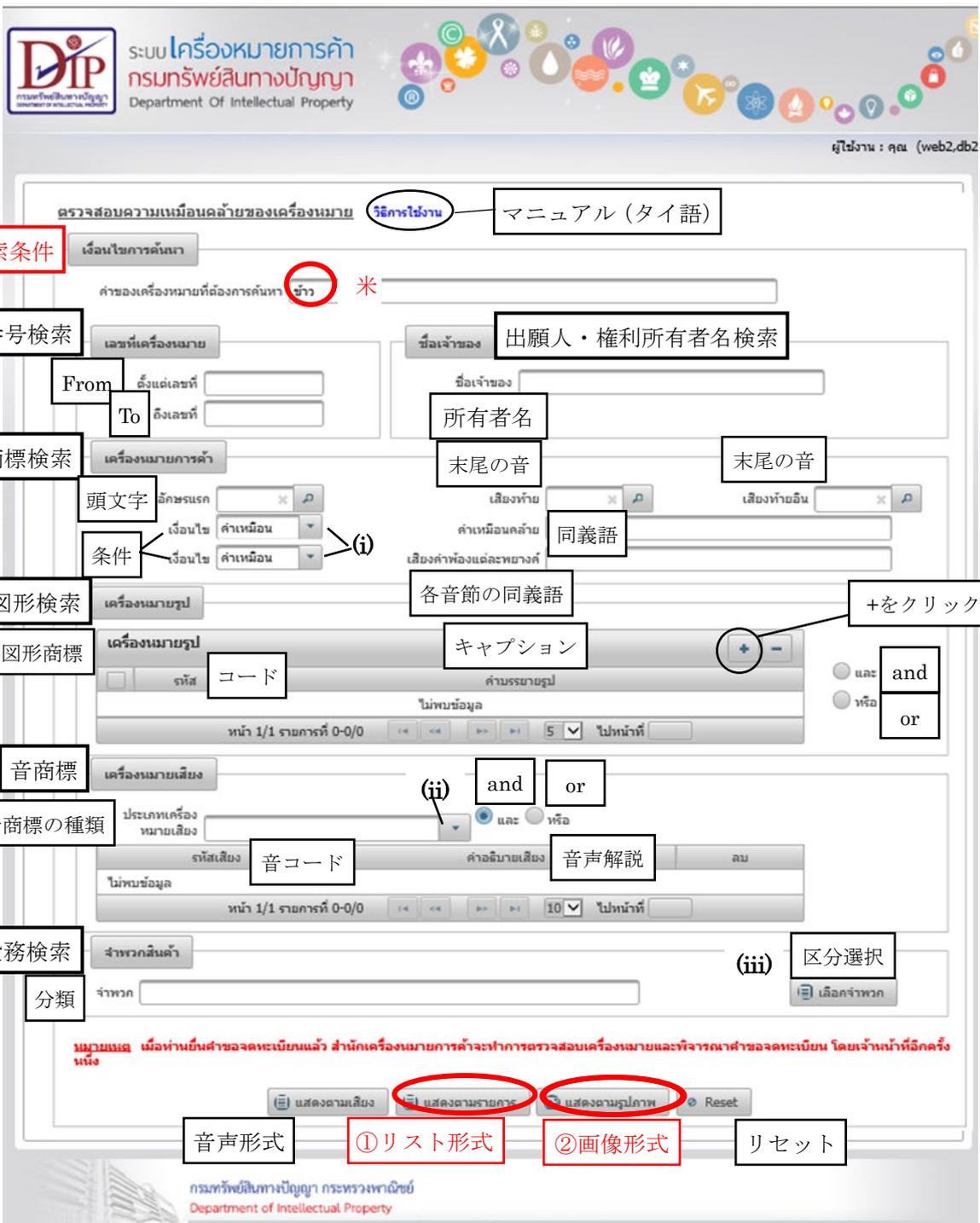
番号検索では、番号の範囲（ตั้งแต่เลขที่ : From、ถึงเลขที่ : To）を指定して検索可能。商標検索では、頭文字の子音（อักษรแรก）、末尾の母音（เสียงท้าย）、末尾が母音「เียน」で終わる呼称（เสียงท้ายอื่น）を検索する。  ボタンで、表から選択可能。同義

語等での検索も可能。

図形検索では、右上の+ボタンをクリックすると、 からウィーン分類の選択が可能。

音商標では、1. 人の音声 (เสียงคน)、2. 動物の音声 (เสียงสัตว์)、3. 音楽 (เสียงเพลง/เสียงดนตรี)、4. その他の音声 (เสียงอื่นๆ) が選択可能。

商品・役務検索では、区分番号で検索可能。右のボタンから表で検索。



The screenshot shows the DIP search interface with the following annotations:

- 検索条件** (Search Conditions): Points to the search criteria section.
- 番号検索** (Number Search): Points to the registration number field.
- 商標検索** (Trademark Search): Points to the trademark search section.
- 図形検索** (Image Search): Points to the image search section.
- 図形商標** (Image Trademark): Points to the image trademark search section.
- 音商標** (Sound Trademark): Points to the sound trademark search section.
- 音商標の種類** (Sound Trademark Types): Points to the sound trademark type dropdown.
- 商品・役務検索** (Goods/Services Search): Points to the goods/services search section.
- 分類** (Classification): Points to the classification dropdown.
- 音声形式** (Audio Format): Points to the audio format options.
- ①リスト形式** (List Format): Points to the list format option.
- ②画像形式** (Image Format): Points to the image format option.
- リセット** (Reset): Points to the reset button.
- マニユアル (タイ語)** (Manual (Thai)): Points to the manual link.
- 出願人・権利所有者名検索** (Applicant/Right Owner Name Search): Points to the applicant/owner name search field.
- 所有者名** (Owner Name): Points to the owner name field.
- 末尾の音** (End Sound): Points to the end sound field.
- 同義語** (Synonyms): Points to the synonyms field.
- 各音節の同義語** (Synonyms for each syllable): Points to the synonyms for each syllable field.
- キャプション** (Caption): Points to the caption field.
- +をクリックで記入欄が表示** (Click + to show input field): Points to the plus button.
- and** and **or** (and/or): Points to the logical operators.
- (i)**, **(ii)**, and **(iii)** (i/ii/iii): Points to specific search options.
- 区分選択** (Classification Selection): Points to the classification selection button.
- 音声解説** (Audio Explanation): Points to the audio explanation button.
- 音声形式** (Audio Format): Points to the audio format dropdown.
- 音声コード** (Audio Code): Points to the audio code field.
- 音声の種類** (Audio Type): Points to the audio type dropdown.
- 音声の種類** (Audio Type): Points to the audio type dropdown.
- 音声の種類** (Audio Type): Points to the audio type dropdown.

(i) 商標検索 条件の選択肢

คำเหมือน	同義語
บางส่วนเหมือน	頭文字の子音
ส่วนหน้าเหมือน	末尾の母音
ส่วนท้ายเหมือน	末尾が母音「イーン」で終わる呼称

(ii) 音商標の種類を選択肢

เสียงคน	人の音声
เสียงสัตว์	動物の音声
เสียงเพลง/เสียงดนตรี	音楽
เสียงอื่นๆ	その他の音声

(iii) 区分選択をクリックすると、以下のように商品・役務のリストが表示

ค้นหาข้อมูล

ใส่เครื่องหมายดอกจัน(\*) หน้าข้อความ เพื่อค้นหาบางส่วนของคำ

หน้า 1/4 รายการที่ 1-15/47

รหัสจำพวก*	ชื่อจำพวก	รหัสจำพวกใกล้เคียง
1	ผลิตภัณฑ์เคมีที่ใช้ในอุตสาหกรรม วิทยาศาสตร์ การถ่ายภาพ เกษตรกรรม การทำสวน การป่าไม้ เรซินเทียม	1 5 35 46 47
2	สีทา น้ำมันเคลือบทำไห้เกิดเงา แล็คเกอร์ สารกันสนิมและสารป้องกันการผุของเนื้อไม้วัสดุที่ทำไห้เกิดสี	1 2 35 46 47
3	วัสดุที่เตรียมสำหรับใช้ในการชักฟอกและสารที่ใช้ในการชักกรด วัสดุที่เตรียมสำหรับใช้ในการทำความสะอาด	1 3 5 35 42 44 46 47
4	น้ำมันและน้ำมันชนิดหนาที่ใช้ในอุตสาหกรรม(เว้นแต่น้ำมันที่มีไขมัน และน้ำมันหอมระเหย) น้ำมันหล่อลื่น สาร	1 4 35 46 47
5	สารที่ใช้เป็นยารักษาโรค รักษาสัตว์และรักษาความปลอดภัย อาหารสำหรับเด็กและคนไข้ พลาสเตอร์ วัสดุ	1 5 35 42 44 46 47

上部の空欄はテキスト検索 “\*”をテキストの前に入れると、単語の一部を検索。いずれかを選択すると、右の区分番号が記入される。

一 検索手順 4

- ① 「リスト形式」 ボタンをクリックすると下記の検索結果画面になる。左の□にチェックを入れ、右下の詳細表示ボタンをクリックすると、詳細情報が PDF 形式で表示される。

出願番号	登録番号	審査経過	言語	区分	商標名	音商標	出願人・権利者	
ลำดับ	เลขที่คำขอ	เลขทะเบียน	สถานะ	ภาษา	จำพวก	เครื่องหมายการค้า	เครื่องหมายเสียง	ชื่อเจ้าของ
<input type="checkbox"/>	1		D	T	30	"ข้าวหมูแดง บ้านโป่ง"		
<input type="checkbox"/>	2		D	T	2	1 ข้าวหลามตัด, ข้าวหลามตัด		
<input type="checkbox"/>	3		P	T	43	1, ทองเอก ข้าวแกงสุพรรณ		
<input type="checkbox"/>	4		R	T	46 (30)	101, ข้าวหอมมะลิ จังหวัดร้อยเอ็ด		
<input type="checkbox"/>	5		R	T	46 (30)	101, ข้าวหอมมะลิ จังหวัดร้อยเอ็ด		
<input type="checkbox"/>	6		R	T	46 (30)	101, ข้าวหอมมะลิทุ่งกุลาร่องไห้ จังหวัดร้อยเอ็ด		
<input type="checkbox"/>	7		R	T	46 (30)	101, ข้าวหอมมะลิทุ่งกุลาร่องไห้ จังหวัดร้อยเอ็ด		
<input type="checkbox"/>	8		D	E	30	105, ราชข้าว 105		
<input type="checkbox"/>	9		P	ET	43	25, CAFE' CHA KHAO HORM, ชา ข้าวหอม คาเฟ่		
<input type="checkbox"/>	10		P	ET	35	25, CAFE' CHA KHAO HORM, ชา ข้าวหอม คาเฟ่		

หน้า 1/167 รายการที่ 1-10/1664

← กลับ    รายงานตรวจสอบ    แสดงเงื่อนไข    **พิมพ์สำเนาเอกสาร**

詳細表示

主な表示項目【※年号は、タイ仏暦での表記。西暦年号+543=タイ仏暦年号】

- เลขที่คำขอ (出願番号)
- ทะเบียนเลขที่ (登録番号)
- วันที่ยื่นคำขอ (出願日)
- สถานะคำขอ (審査経過)
- เจ้าของเครื่องหมาย (出願人情報；氏名、国籍、職業、住所)
- ตัวแทน (代理人情報；氏名、国籍、職業、住所)
- สถานที่ส่งบัตรหมาย (通知の送付先)
- จำพวก (商品・役務の区分)
- รายการสินค้า (区分の名称)
- สถานะคำขอ (経過情報；登録日、登録料支払等)
- ข้อจำกัด (制限事項)

これらは後述の公報に掲載される内容とほぼ同一である。

出願番号	出願日	登録番号
คำขอเลขที่ [ ]	วันที่ยื่นคำขอ 10 กุมภาพันธ์ พ.ศ. 2557	ทะเบียนเลขที่ [ ]
公開日 วันที่ประกาศโฆษณา [ ]	เล่มที่ [ ] หน้าที่ 2	สถานะ : R
出願人 ผู้ขอ	公報番号 公報卷数	審査経過
代理人 ตัวแทน	[ ]	
通知の送付先	สถานที่ส่งบัตรหมาย	ส่งที่เจ้าของ
商品・役務 の区分	จำพวก	1
区分の名称	รายการสินค้า	จำพวก 1 นุ่มเคมี
経過情報	สถานะคำขอ	จดทะเบียน ลงวันที่ 26/02/2540 ค่ออายุ ลงวันที่ 19/03/2557
制限事項	ข้อจำกัด	ข้าพเจ้าไม่ขอถือเป็นสิทธิของคนแต่เพียงผู้เดียวในอันที่จะไร้อักษรไทย คำว่า ครว



- ② 「画像形式」 ボタンをクリックすると以下の検索結果画面になる。青字の番号をクリックすると、詳細情報が表示される。

ผลการตรวจสอบความเหมือนคล้ายของเครื่องหมาย **35**การใช้งาน

เครื่องหมายการค้า

 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : R จำพวก : 1	 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : R จำพวก : 1	 เลขที่คำขอ : <b>260166</b> สถานะ : R จำพวก : 1 出願番号 審査経過 区分	 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : D จำพวก : 1	 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : D จำพวก : 1
 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : D จำพวก : 1	 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : D จำพวก : 1	 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : R จำพวก : 1	 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : R จำพวก : 1	 เลขที่คำขอ : <input type="text"/> สถานะ : R จำพวก : 1
				

主な表示項目【※年号は、タイ仏暦での表記。西暦年号+543=タイ仏暦年号】

- เลขที่คำขอ (出願番号)
- ทะเบียนเลขที่ (登録番号)
- วันที่ยื่นคำขอ (出願日)
- สถานะคำขอ (審査経過)
- เจ้าของเครื่องหมาย (商標権利所有者)
- สถานที่ติดต่อ (連絡先住所)
- โทรศัพท์ (電話番号)
- ตัวแทน (代理人)
- เครื่องหมาย (商標名称)
- ★รหัสบรรยายภาพ (ウィーン分類)
- รูปเครื่องหมาย (商標画像)
- ★ประเภทเครื่องหมาย (商標の種類)
- จำพวกสินค้า/บริการ (商品・役務の区分)
- รายการสินค้า/บริการ (指定商品・役務)

※ ★はリスト形式の詳細表示にはない情報

The screenshot shows the 'รายละเอียดเครื่องหมาย' (Trademark Details) page on the Thai Intellectual Property Department website. The page is in Thai and includes the following information:

- เลขที่คำขอ (Application No.):** [Redacted]
- ทะเบียนเลขที่ (Registration No.):** [Redacted]
- วันที่ยื่นคำขอ (Application Date):** 10/02/2537
- สถานะคำขอ (Application Status):** R
- เจ้าของเครื่องหมาย (Trademark Owner):** [Redacted]
- สถานที่ติดต่อ (Contact Address):** [Redacted]
- โทรศัพท์ (Phone No.):** [Redacted]
- ตัวแทน (Agent):** [Redacted]
- เครื่องหมาย (Trademark Name):** RICE, POT, โถข้าว
- รหัสบรรยายภาพ (Vienna Classification):** 11.3.5, 11.3.7
- รูปเครื่องหมาย (Trademark Image):** An image of a rice pot with the text 'RICE POT' and Thai characters 'โถข้าว' and 'ตรา'.
- ประเภทเครื่องหมาย (Trademark Type):** เครื่องหมายการค้า (Trade Mark)
- จำพวกสินค้า/บริการ (Goods/Services Class):** 1 : ผลิตภัณฑ์เคมีที่ใช้ในอุตสาหกรรม วิทยาศาสตร์ การถ่ายภาพ เกษตรกรรม การทำสวน การป่าไม้ เริงนันทนาการ
- รายการสินค้า/บริการ (Specified Goods/Services):** ปุ๋ยเคมี (Chemical Fertilizer)

Navigation buttons: กลับ (Back), พิมพ์ (Print)

## (2) タイにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

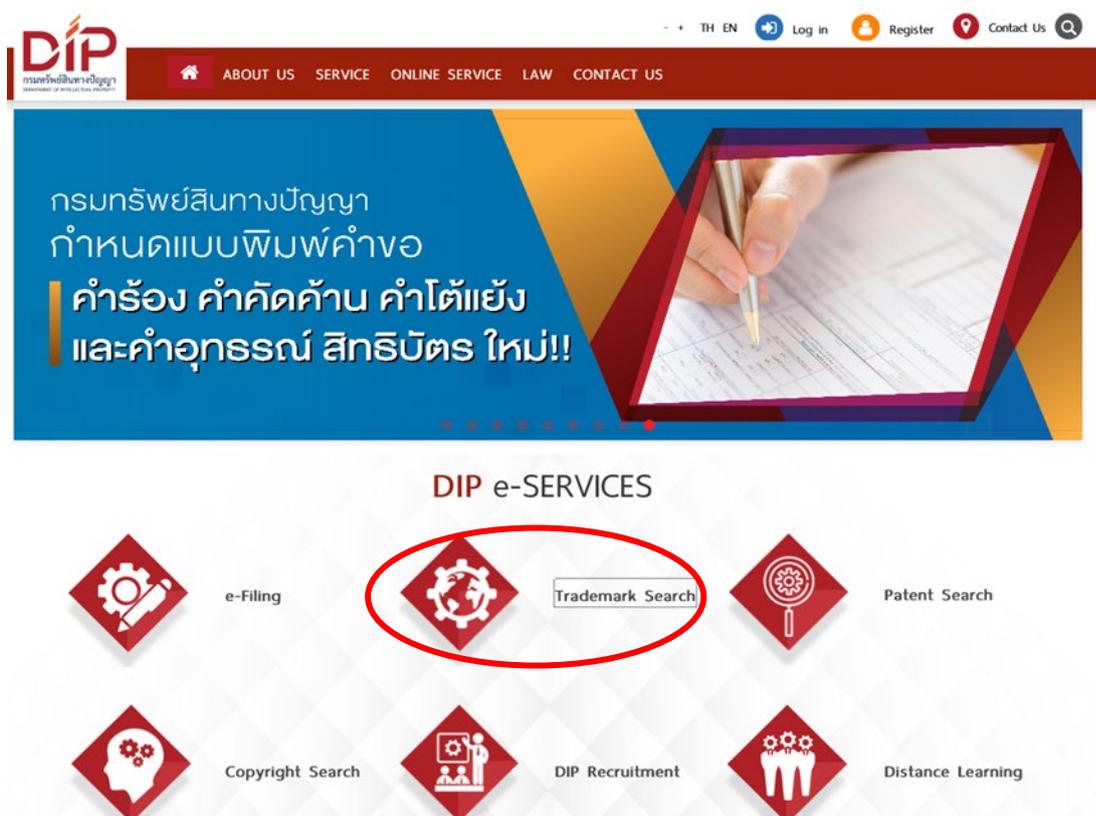
参照アドレス：<http://www.ipthailand.go.th/en/69>

2017年7月よりニース分類第11版を参考にタイ独自に作成された指定商品・役務リストが採用されている<sup>70</sup>。

確認手順：

### — 確認手順 1

DIP の英語トップページの DIP e-SERVICES にて、「Trademark Search」をクリック。



<sup>69</sup> DIP ウェブサイト 英語トップページ (アクセス確認: 2019年11月26日)

<sup>70</sup> 商標法9条

— 確認手順 2

1 番上の「タイの指定商品・役務リスト」を選択。

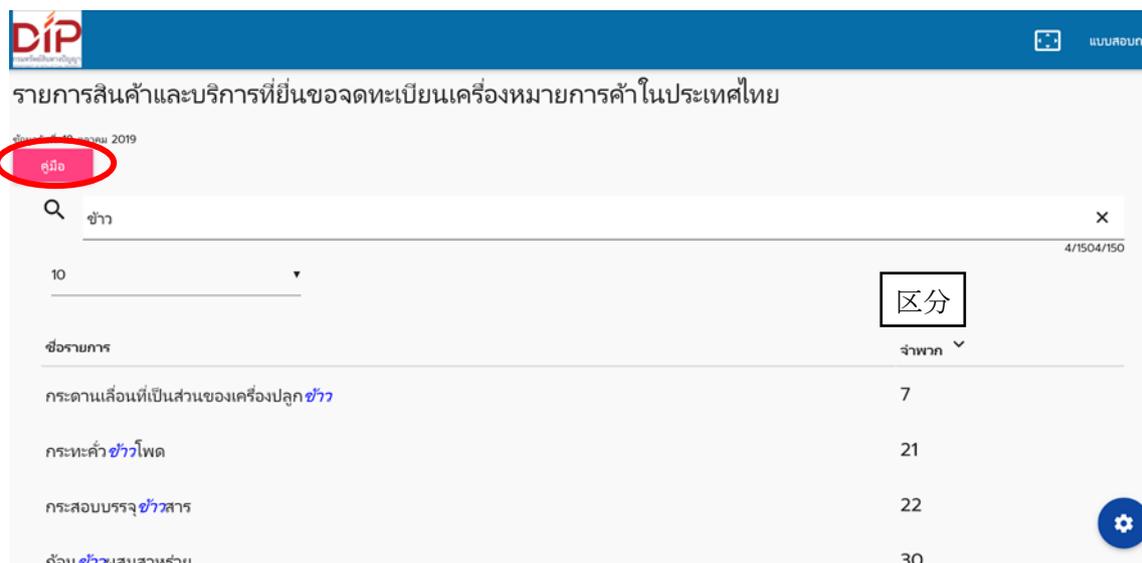


— 確認手順 3

本画面にて、検索条件の設定を行う。

ここでは例として、「米 (ข้าว)」を入力し、ピンク色のボタンをクリック。

検索後、下欄に検索条件（ここでは、商標・役務名に「米 (ข้าว)」を含む）に該当する指定商品・役務の名称とそれらが属する区分 (จำพวก) が右欄に表示される。区分の番号を入力しても検索可能。



なお、本サイトではタイ語のみでの検索・表示となっているが、将来的には、英語版のリストについて、本サイトや TM class (<http://euipo.europa.eu/ec2/>) での公開が検討されている<sup>71</sup>。

### (3) 公報の詳細情報検索

参照アドレス：<http://www.ipthailand.go.th/en/><sup>72</sup>

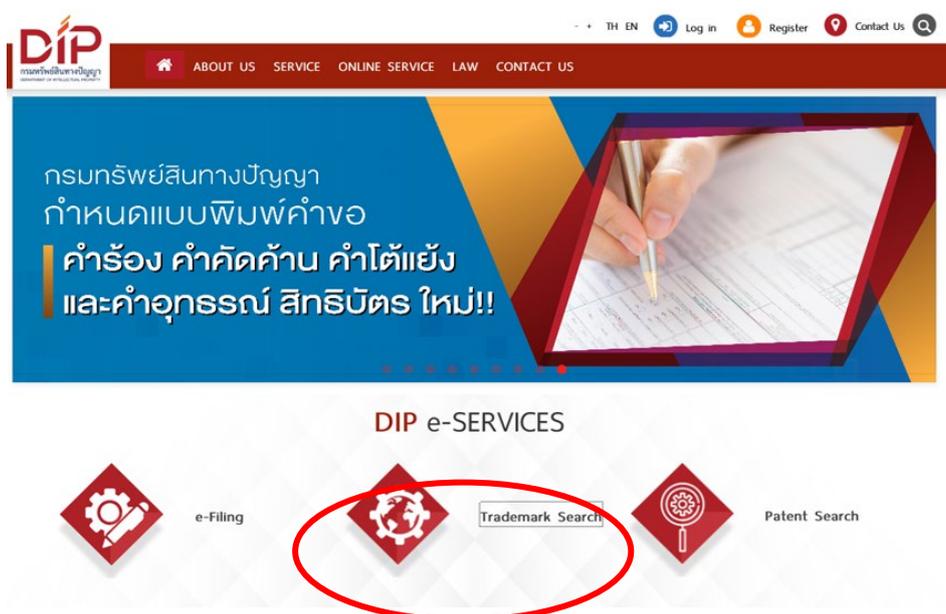
出願番号、公報発行日等から公報の詳細情報を検索する。公報発行日は、タイ仏暦 2542 年（西暦 1999 年）以降から選択できる。

【※年号は、タイ仏暦での表記。西暦年号+543=タイ仏暦年号】

検索手順：

#### 一 検索手順 1

DIP の英語トップページの DIP e-SERVICES にて、「Trademark Search」をクリック。

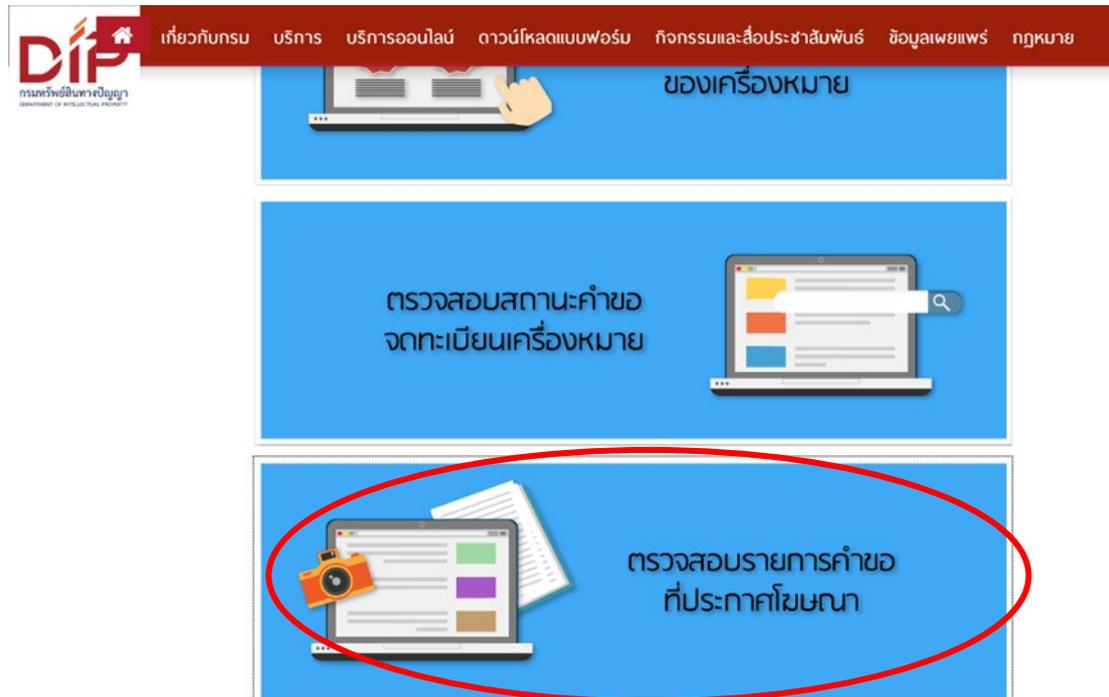


<sup>71</sup> DIP 審査官へのヒアリング結果に基づき作成

<sup>72</sup> DIP ウェブサイト 英語トップページ（アクセス確認: 2019 年 11 月 26 日）

— 検索手順 2

上から 4 番目の「公報検索」を選択。



— 検索手順 3

上段では直近の公報から、下段では過去の公報から検索可能。ここでは、直近の更新情報から、1 番上の「ประจำเดือน พฤศจิกายน พ.ศ. 2562 (2019 年 11 月)」を選択する。

出願番号

ตรวจสอบรายการคำขอที่ประกาศโฆษณา

**วิธีการใช้งาน**  
เงื่อนไขการประกาศโฆษณาแบบใหม่

เลขที่คำขอ  ค้นหา ยกเลิก **直近の公報情報**

	ประจำเดือน พฤศจิกายน พ.ศ.2562
	ประจำเดือน ธันวาคม พ.ศ.2562
	ประจำเดือน มกราคม พ.ศ.2563
ปัจจุบัน	ประจำเดือน กุมภาพันธ์ พ.ศ.2563

เงื่อนไขการค้นหาประกาศโฆษณาแบบเก่า (มีเลขประกาศ) **過去の公報情報**

出願番号 เลขที่คำขอ

公報発行日 From วันที่ประกาศ  ถึง  To ถึงวันที่  ถึง

公報番号 เล่มที่  公報卷数 หน้าที่

ค้นหา ยกเลิก

— 検索手順 4

2019 年 11 月発行の公報の中から、11 月 6 日発行の公報（06 พฤศจิกายน พ.ศ. 2562）を選択する。

คำขอที่ได้รับการประกาศโฆษณา **เดือนพฤศจิกายน พ.ศ.2562**

วันที่ประกาศโฆษณา	発行日	จำนวนคำขอ	件数
06 พฤศจิกายน พ.ศ.2562		1157	
11 พฤศจิกายน พ.ศ.2562		733	
18 พฤศจิกายน พ.ศ.2562		857	
25 พฤศจิกายน พ.ศ.2562		1419	

+ ย้อนกลับ

— 検索手順 5

11 月 6 日発行の公報について、区分別に表示される。ここでは、区分 1 を選択する。

ประกาศโฆษณา ณ วันที่ **06 พฤศจิกายน พ.ศ.2562**

区分	จำพวก	จำนวน	件数
	1	48	
	2	7	
	3	122	
	4	7	
	5	94	
	6	11	
	7	23	
	8	12	
	9	93	
	10	9	
	11	23	
	12	33	
	14	9	
	16	12	
	17	4	

一 検索手順 6

区分 7 の商標の一覧が表示される。

区分	番号	出願番号	公報発行日	応答期限	商標	音商標	証明商標	詳細	
<input type="checkbox"/>	จำพวก	ลำดับ	เลขที่คำขอ	วันที่ประกาศโฆษณา	วันที่ครบกำหนดประกาศ/สิทธิคัดค้าน	เครื่องหมาย	เครื่องหมายเสียง	เครื่องหมายรับรอง	รายละเอียด
<input type="checkbox"/>	1	1	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563				
<input type="checkbox"/>	1	2	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563	ตุ๊กแก			
<input type="checkbox"/>	1	3	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563				
<input type="checkbox"/>	1	4	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563	เซฟ			
<input type="checkbox"/>	1	5	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563				
<input type="checkbox"/>	1	6	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563				
<input type="checkbox"/>	1	7	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563				
<input type="checkbox"/>	1	8	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563				
<input type="checkbox"/>	1	9	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563	ZELTITREX อีดีแชน			
<input type="checkbox"/>	1	10	<input type="text"/>	06/11/2562	05/01/2563				

หน้า 1/5 รายการที่ 1-10/48

右端のボタン、又は左に複数チェックを入れて右下のボタンをクリックすると、以下のような選択した商標の Word 形式の書誌情報を入手できる。

主な表示項目【年号はタイ仏暦での表記。西暦年号+543=タイ仏暦年号】

- จำพวกที่ (卷数)
- ลำดับที่ (公報ページ番号)
- (442) วันที่ประกาศโฆษณา (公報発行日)
- (210) เลขที่คำขอ (出願番号)
- (220) วันที่ยื่นคำขอ (出願日)
- (731) ผู้ขอ (出願人)
- ชื่อ (出願人・権利者名)
- สัญชาติ (出願人・権利者国籍)
- (740) ตัวแทน (代理人)
- ชื่อ (代理人名)
- สัญชาติ (代理人国籍)
- อาชีพ (代理人業種)
- ที่อยู่ (代理人住所)
- (750) สถานที่ส่งบัตรหมาย (通知の送付先)
- (511) จำพวกสินค้า (指定商品・役務の区分)
- (511) รายการสินค้า (指定商品・役務名)

- อาชีพ (出願人・権利者業種) • (526) ข้อจำกัด (制限事項)
- ที่อยู่ (出願人・権利者住所)



กรมทรัพย์สินทางปัญญา  
กระทรวงพาณิชย์

公報卷数 公報ページ番号  
จำนวนที่ 1 ลำดับที่ 1  
 (442) วันที่ประกาศโฆษณา 6 พฤศจิกายน พ.ศ. 2562  
 公報発行日

ประกาศโฆษณาคำขอจดทะเบียนเครื่องหมายการค้า/เครื่องหมายบริการ

出願番号	出願日
(210)คำขอเลขที่ [REDACTED]	(220)วันที่ยื่นคำขอ 23 กุมภาพันธ์ พ.ศ. 2560
出願人	(731)ผู้ขอ
氏名	ชื่อ [REDACTED]
国籍	สัญชาติ ไทย
住所	ที่อยู่ [REDACTED]
職業	อาชีพ [REDACTED]
代理人	(740)ตัวแทน
氏名	ชื่อ [REDACTED]
国籍	สัญชาติ ไทย
住所	ที่อยู่ [REDACTED]
職業	อาชีพ [REDACTED]
通知の送付先	(750)สถานที่ส่งบัตรหมาย [REDACTED]
指定商品・役務の名称	(511)จำพวกสินค้า 1
	(511)รายการสินค้า เอนไซม์ใช้ในการกำจัดกลิ่นไม่เหม็น เอนไซม์ใช้ผสมอาหารสัตว์ เอนไซม์ใช้ย่อยสลายสิ่งปฏิกูล สารที่เตรียมขึ้นจากเอนไซม์สำหรับใช้ในอุตสาหกรรม สารที่เตรียมขึ้นจากเอนไซม์สำหรับใช้ในอุตสาหกรรมอาหาร
制限事項	(526)ข้อจำกัด
	ห้ามเจ้าไม่ขอถือเป็นสิทธิแต่เพียงผู้เดียวที่จะใช้อักษรโรมันทั้งหมด

